

県有施設へのR T K基地局設置者募集要項

1 目的

農業用機械の自動操舵システムやドローンの自動航行に必要なR T K（リアルタイムキネマティック）の基地局設置場所として、農林部地域機関の施設を行政財産使用許可により提供することにより、スマート農業技術の更なる普及推進を図ります。

2 対象施設

以下の7施設から設置を希望する施設を選択してください。1か所のみ選択も可能です。

- (1) 秩父農林振興センター（秩父市日野田町1-1-44）
- (2) 大里農林振興センター 農村整備部（深谷市上野台244-2）
- (3) 農業技術研究センター（熊谷市須賀広784）
- (4) 農業技術研究センター 久喜試験場（久喜市六万部91）
- (5) 川越家畜保健衛生所（川越市石田152）
- (6) 花と緑の振興センター（川口市安行1015）
- (7) 茶業研究所（入間市上谷ヶ貫244-2）

3 応募資格

次のとおりとします。

- (1) 農業者向けR T Kサービス提供事業を実施している、又は新たに開始しようとするR T K基地局設備・R T K対応農業機械の販売業者・製造業者で、法人であること。
- (2) 応募者が次の各号に掲げる者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - エ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
 - オ その代表者等（役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である者

4 手続き

(1) 参加申込み

本件に参加を希望する場合は、参加申込書を別添様式 1 によりメールで提出してください。

アドレス：a4040-11@pref.saitama.lg.jp（農林部農業支援課普及活動担当）

(2) 内覧会

参加申込者を対象に、施設の管理者が定める設置場所を確認する内覧会を、施設ごとに実施します。実施日時は後日参加申込者あて連絡します。

(3) 配置計画の提出

内覧会で確認した事項に基づき、R T K 基地局に必要な機器の配置計画を内覧会実施日から 1 か月以内に別添様式 2 によりメールで提出してください。

アドレス：a4040-11@pref.saitama.lg.jp（農林部農業支援課普及活動担当）

なお、期限までに配置計画が提出されない場合、参加を辞退したものとみなします。

(4) 参加者の確定

1 施設につき原則として 3 者まで採択します。

採択の結果は配置計画提出後 2 週間以内に参加申込者あて通知します。

(5) 行政財産使用許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項）

採択が決定したら、速やかに行政財産使用許可申請書を各施設の管理者に提出し、許可を受けてください。

なお、提供する R T K サービスの利用料金を引き下げるなど、農業者がメリット（千円未満のものを除く）を享受できる措置を実施する場合、行政財産使用料（電気代は除く）は免除します。

行政財産使用料免除のイメージ（茶業研究所の場合の試算）

●使用料

屋外アンテナ（1 m²未満）・・・約 4,300 円／年

本体機器・ケーブル・無線 LAN など（1 m²未満）・・・約 2,200 円／年

●電気代

消費電力合計 149KW の場合・・・約 2,800 円／年

→（4）の A の基準を満たす場合、使用料（4,300 円、2,200 円）を免除します。

※電気代は免除することができません。

※使用料及び電気代の単価は施設ごとに異なります。

※設置の仕方によって使用料の算定方法は異なる場合があります。

(6) R T K 基地局の設置工事

行政財産使用許可手続き完了後、設置工事を行うことができます。工事にあたっては各施設の管理者と打合せの上、指示に従ってください。

5 留意事項

(1) 県のインターネット回線は県保有以外の機器を接続することはできないため使用できません。インターネット回線は各事業者の負担で手配していただく必要があります。

なお、有線インターネット回線の場合などで、回線設備の所有者がインターネットサービス事業者の場合、その部分の行政財産使用許可手続きは別途インターネットサービス事業者に行っていただく必要があります。

(2) R T K基地局設置後の機器の保全管理や点検等については、設置者の責任において行っていただきます。

(3) 行政財産使用許可の許可期間は1年以内（年度末まで）です。許可の更新は可能ですが、毎年申請手続きが必要です。